

京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るWEBサイトの構築等 業務委託について

1 目的・概要

令和3年9月に創設された市民、事業者及び学識者等で構成される「京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～」(以下「京創ミーティング」という。)において、令和4年夏頃に構築する「市民と共有する2050年脱炭素ライフスタイルビジョン(以下、「ビジョン」という。)」及び「市民に実践していただきたいアクションリスト(以下、「アクションリスト」という。)」等の成果や、市民・企業・コミュニティ等と連携し、市民のライフスタイルをよりCO₂の排出が少ないものに転換していくため、京創ミーティングのテーマ別ワーキンググループ(以下「WG」という。)で創出するプロジェクト(以下、「プロジェクト」という。)等を、市民や事業者にわかりやすく発信するため、専用のWEBサイトを開設する。

市民が地球温暖化対策に関心を持てる内容にするとともに、市民に対して具体的な行動を提示できる内容とする。

2 業務内容

(1) WEBサイトの構築

ア サイトの設計

- ・本業務の目的を満たすサイトのデザイン及び構成を提案し、設計すること。設計に当たっては、マルチデバイス(PC、タブレット端末、スマートフォン等)での閲覧に適したものとすること。
- ・また、ユーザー獲得やサイト活性化のため、様々な媒体(本市、市民及び事業者のHPやSNS)との連携や、本ホームページに誘導しやすい仕組みとする方策(SEO(Search Engine Optimization)対策等)を講じること。
- ・ドメインは本市が新規に取得する京都市のLG.JPドメイン(city.kyoto.lg.jp)を使用すること。

イ コンテンツ作成

サイトに掲載するコンテンツを提案し、作成すること。

なお、コンテンツの構成は、以下の内容を想定しているが、実際のコンテンツの構成については、プロポーザルでの提案を受け、本市が内容を決定する。また、コンテンツの作成に当たっては、後述の(3)インタビュー記事の作成を除き、文章の原案や素材等は京都市が準備することとし、

受託者がデザインや文章を編集のうえ、サイトの更新を行うこと。

(ア) トップページ

サイトの全体像が俯瞰できるトップページを作成する。また、新着情報の一覧も掲載する。

(イ) ストック情報

① 京創ミーティングのアウトプット

京創ミーティングが構築する以下のアウトプットについて、アウトプットの全てを掲載する「全体版」と、市民向けのアウトプットのみを編集し掲載する「市民向け概要版」の2種類のページを作成する。

〈アウトプット一覧（想定）〉

- ビジョン
- ビジョンイメージイラスト（ビジョンを踏まえた京都のイメージイラスト）
- ビジョンキャッチコピー及びロゴ（ビジョンを市民目線で分かりやすく表現し、市民が生活する際に環境配慮の行動をとるための指針となるような、ワンフレーズのキャッチコピーとロゴ）
- 2030年までの目標・指標
- ボトルネック解決・行動起爆剤の視点
- アクションリスト
- プロジェクトの方向性

② 京創ミーティングの情報

京創ミーティング会議の目的、メンバー、会議経過

※参考) これまでの京創ミーティングの会議について

- ・ 第1回会議

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000288913.html>

- ・ 第2回会議

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000291203.html>

(ウ) フロー情報

イベント情報、ニュース及び事業案内等の最新情報を掲載するコンテンツのページを作成する。

〈想定するコンテンツ〉

- ① イベント開催や関連施策の最新情報

プロジェクトの一環として開催するイベント、市民向けワークショップの開催情報、市民のライフスタイル転換に資する京都市事業に関する新規募集等の広報発表の案内など、最新情報を掲載する。

② プロジェクト情報

実証中のプロジェクトに関する目的や概要、実施主体等の情報を掲載するページを作成する。プロジェクトは毎年度6件程度を想定しており、今後も随時追加することとする。

③ 京都市等の関連施策情報の一覧

市民のライフスタイル転換に資する京都市等の関連施策情報を一覧にし、本サイト以外のリンク先へ案内する。掲載情報は随時更新することとする。

〈案内する関連施策情報の例〉

- 賢い家電の選び方～省エネ家電に買い替えてお財布にも地球にもやさしい暮らしを～

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000286263.html>

- EE 電みんなでトクするエコな電気

<https://group-buy.jp/energy/kyoto/home> など

(エ) 編集コンテンツ

- ・特定のテーマやターゲットに基づいて編集した市民・事業者へのインタビュー記事及び特集記事等のコンテンツを作成する。
- ・インタビュー記事及び特集記事等は後述の「(3) インタビュー記事の作成」で製作するもののほか、京都市が用意するものを掲載するものとし、今後も随時追加可能なものとする。

(オ) その他

目的に資するコンテンツについて、積極的に提案すること。

ウ 機能開発

各コンテンツに必要な機能を開発すること。そのほか、以下の機能を持たせること。また、目的に資する機能について、積極的に提案すること。

・ページ更新機能

頻繁に更新するコンテンツページについて、本市が簡易な管理、更新等ができるよう、CMS (Contents Management System) 又は同等の機能を設けること。

・機能の拡張性

動画など、今後追加の情報を掲載できる拡張性を有すること。

・言語は日本語のみとする。

エ ホスティングサービス

ホスティングサービス手配代行を行うこと。

オ サーバー

サイトが問題なく稼働し、強固なセキュリティが構築されているサーバーの賃借、その他必要な手続を代行するとともに、初期メンテナンスを行うこと。

カ テスト運用サイトの開設

テスト運用サイトを開設すること。

(2) テスト運用

本運用前に、サイトのテスト運用を行うこと。テスト運用については、受託者が主体となって実施し、本市の承認を得るものとする。ただし、そのテスト内容等は、本市と事前に協議して決定するものとし、テストの結果、本市の承認が得られなかった場合、受託者は本市の承認が得られるよう、サイトの改修等を行うものとする。

(3) インタビュー記事の作成

市民・事業者等に対して取材を行い、その記事を編集コンテンツ（(1)イ（ウ）参照）に掲載する。記事数は約 10 件程度とし、取材対象は京都市と協議のうえ、決定することとする。

3 情報セキュリティ対策等に関する内容

(1) サイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準（必要な場合は京都市環境政策局地球温暖化対策室の窓口で手交する。）を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすこと。

(2) サイトの運営に当たり、担当する業務及び役割等によって、ユーザーごとにアクセス権限が設定でき、ユーザーのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。

なお、ユーザーの区分やアクセス権限については、本市と協議のうえ、決定することとする。

(3) 暗号化に関して、以下の対応を行うこと。

ア 本システムで公開する全てのページについて、SSL/TLSにより暗号化すること。

イ 暗号化に必要なサーバー証明書については、受託者で準備するものとし、費用は本委託に含むものとする。

なお、暗号化に必要なサーバ証明書については、信頼のおけるパブリック認証局が発行するものを使用することとし、OV（企業認証）以上のものとする。

(4) 操作履歴や閲覧履歴等のログ（いつ、誰が、どのような操作を行ったか

- が分かる記録や情報システムの処理状況の記録など)を取得できること。
また、取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。
- (5) 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧が可能であること。また、障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。
- (6) コンピューターウイルス対策として、情報システムを構成するサーバー、パソコン、モバイル端末等に不正プログラム対策ソフトウェアを導入するとともに、定義ファイルを適切に更新すること。
- (7) 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。また、OSやソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。
- (8) WEBアクセシビリティについては、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAA」に一部準拠※したサイトを構築すること。また、作成したウェブアクセシビリティ方針を、本市の承認を得たうえで、サイトに掲載すること。
※「一部準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン - 2016年3月版」で定められた表記による。
- (9) データ管理要件
- ア 本システムに保存するデータの所有権は、本市に帰属すること。
- イ データ分離
本市のデータが、他の利用者から操作されることがないように、適切にデータを分離すること。
- ウ データ復旧
- (7) 平常時の障害に起因するデータ消失や破損等の復旧に要する期間は、1日以内とすること。
- (4) 想定外の大災害などに起因するデータ消失や破損等の復旧に要する期間は、2週間以内とすること。
- エ データ出力
- (7) 事業者を変更する際など必要となる全データを、サービスの画面からCSVで容易に出力できること。
- (4) CSVで容易に出力できない場合は、本市の要請に応じて、事業者が無償に必要なデータの出力処理を行い、本市に提供すること。
- オ データ廃棄
本システム解約後、本市が登録した電子データや本市が提供した媒体・書類など、本市に関する全てのデータは、受託者が責任を持って、受託者の環境から廃棄すること。

(10) データセンター要件

ア 建物

耐震構造又は免震構造を有し、耐（免）震性能は加速度 600gal 以上（震度 7 程度）を有すること。

イ 非常用電源設備

無停電電源装置・自家発電装置を有し、24 時間 365 日の無瞬電無停電で運用できること。

ウ 設置場所

所在地は、バックアップデータの保存先も含め、国内とすること。

エ 入室管理

(7) データセンターには、特定の要員のみが入室できるよう、有人監視・ICカード・バイオメトリクス認証・共連れ防止扉により、入室を制限すること。

(8) データセンターの、入退室のデータを管理すること。

(9) データセンターは、フロア全体が網羅的に監視できるカメラを設置すること。

(11) 事業者環境

ア 本市のサービスを運用する者は、定期的に情報セキュリティに係る研修を実施している職員など、一定水準の能力が認められる者を選定し、その職員のみを運用業務に従事させること。

イ 事業者の執務室など、本市のデータにアクセスできる環境においては、ICカードや生体認証などによる認証方法で、運用従事者以外の入室を制限すること。

(12) 監査

第三者機関のセキュリティ監査を年 1 回実施し、その証明書を提出すること。

(13) その他

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「安全なウェブサイトの作り方」などを参考に、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の起こりうるセキュリティ面のぜい弱性に対し、最新の対策をしたうえで導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。

4 WEBサイトの運用上の要件等

(1) 性能要件

ア 稼働期間

サービス開始から3年間の稼働期間を想定すること。

イ 稼働時間中は、通常3秒以内にレスポンスがあること（アクセスが集中することが想定される時期（1万PV/月）でも、同等のレスポンスを確保すること）。

ただし、大量のデータのアップロード・ダウンロード等の際は、当該レスポンスを確保するため、あらかじめ利用制限等を定め、地球温暖化対策室と事前に協議を行うこと。

ウ 稼働率

稼働時間中は、99.5%以上の稼働率を保つこと。

ただし、地球温暖化対策室が認めた保守作業等による計画的な停止は含まない。

(2) 拡張性要件

ア 性能の拡張性

将来的に本サイトで取扱うデータ量が増加した場合であっても、システムの拡張が容易となるよう設計すること。

イ 上位互換性

システムで使用するOSやソフトウェアのバージョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。

ウ システム中立性

(ア) 特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられるオープンかつ標準的な技術を採用すること。システムの運用保守においても、特定の事業者には依存することなく、他事業者でも変更及び引継ぎが可能であること。

(イ) システム更改時において、円滑なデータ移行が可能となるよう、システムで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。

(3) 保守運用要件

ア ソフトウェア保守

(ア) 障害発生時等において、ソフトウェアベンダーへの確認等が必要な場合は、受託者において行うこと。

(イ) 導入したソフトウェアにおけるぜい弱性の有無の確認を行うとともに、ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。また、修正プログラムの適用状況については本市に報告すること。

(ウ) レイアウトの変更等、システムの軽微な変更、修正は、保守の範囲として対応すること。

なお、軽微な変更、修正の範囲については、本市と協議のうえ、決定することとする。

(エ) 仮想化基盤のメンテナンス作業や機器更新作業等により、サーバのメンテナンス（シャットダウン、リブート等）及びソフトウェアの動作確認等が求められた場合は、保守の範囲として対応すること。

(オ) システムの不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。

イ ハードウェア保守

ハードウェアについては、ハードウェア調達事業者において保守を実施するが、障害の一次切分け及びハードウェア調達事業者との調整は受託者において行うこと。

ウ 不正プログラム対策

システムに接続する端末について、以下の対策を実施すること。（仮想サーバについては、仮想化基盤運用保守業者において不正プログラム対策を行うため、本業務の対象外とする。）

(ア) ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用すること。

(イ) ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。

(ウ) スケジューリングにより定期的にウイルススキャンを行うこと。

5 業務体制

(1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する統括責任者を定める。

(2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。

(3) 統括責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有するものとする。

(4) 統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合、受託者は速やかに本市に届出を行い、変更について事前に本市の承認を受けなければならない。

なお、統括責任者を変更する場合、業務の遂行に支障が出ないように、後任者への事前及び業務中の教育を万全に行うこと。

(5) 本市との窓口は統括責任者が行うこと。

6 費用負担

次の(1)～(3)の費用は、受託者において負担することとする。

(1) サイト構築用機器に係る費用

(2) テスト運用サイトの開設及びテスト運用機器等に係る費用

(3) その他サイト構築に必要な諸費用

7 成果物

受託者は、次の(1)～(5)に掲げるものを本市に提出すること。

なお、提出時期、提出部数、提出方法等については、別途本市から指示する。

- (1) 設計書
 - ・ サイト構成図
 - ・ 基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
 - ・ ファイル一覧（ディレクトリマップ）
 - ・ その他システム設計に関連するドキュメント等
- (2) テスト結果報告書
 - ・ 各種テスト内容一覧（テスト方法、テストデータ、判定基準等）
- (3) マニュアル
 - ・ サイトの管理及び更新マニュアル一式
- (4) ウェブアクセシビリティ関連
 - ・ ウェブアクセシビリティ方針の文案
 - ・ ウェブアクセシビリティ試験結果
- (5) サイトのデータ
 - ・ 各コンテンツのデータ一式

8 想定スケジュール

本業務の実施スケジュールは、以下のとおりとし、詳細はスケジュールについては、地球温暖化対策室と協議のうえ決定することとする。

令和4年5月	契約締結， 京創ミーティング第3回会議
契約締結～令和4年7月	構築期間
令和4年7～8月	京創ミーティング第4回会議， アウトプット完成
令和4年8月	テスト運用，本運用に向けた改修
令和4年9～10月	本運用開始（※）
令和4年10月～令和5年3月	以降，随時コンテンツを追加

※9～10月の本運用開始時には、2（1）イ（イ）①京創ミーティングのアウトプットに加えその時点で公開可能なコンテンツを掲載することとし、その後随時コンテンツを追加するものとする。

9 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行にあたっては、常に本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務を遂行するうえで必要と認められる会議等への出席及び資料作成等を求めることがある。
- (4) 協議を行った際は、協議結果の概要を本市に報告すること。
- (5) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て

本市に帰属する。

- (6) 本委託業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、本市と協議し、予め書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (7) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (8) 受託者は、本仕様書に従い本業務を遂行すること。
なお、本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、本市との協議のうえ、決定すること。
- (10) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分(市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (11) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- (12) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあつては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(10)及び(11)に準じる。